

令和元年度

定期監査結果報告書

関市監査委員

監第36号  
令和2年2月14日

関市長 尾 関 健 治 様

関市監査委員 林 隆 一

関市監査委員 栗 山 守

令和元年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和元年度定期監査を実施した

ので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

# 目 次

1	監査の対象及び範囲 .....	1
2	監査の期間 .....	1
3	監査の日程 .....	1
4	監査の方法 .....	2
5	監査の方針及び着眼点 .....	3
6	監査の結果 .....	4

## 別 紙

	令和元年度工事技術監査（調査）の結果について .....	8
7	監査資料 .....	28

## 別表 1

1	令和元年度会計別の負担金補助及び交付金予算の執行状況総括表 .....	28
---	-------------------------------------	----

## 別表 2

1	令和元年度一般会計の負担金補助及び交付金予算の執行状況 ..	28
2	令和元年度特別会計の負担金補助及び交付金予算の執行状況 ..	32
3	令和元年度水道事業会計の補助金・負担金及び会費負担金の執行状況 .....	34

- (注) 1. 文中及び各表の金額は、円単位で表示する。
2. 比率(%)は、原則として小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示する。
3. 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
4. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

( 0.0 ) . . . . . 該当数値はあるが単位未満のもの  
( △ ) . . . . . 減少のもの

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の対象及び範囲

(1) 令和元年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の平成31年4月1日から令和元年10月31日までの間に執行された一般事務及び財務に関する事務並びに事業の管理について監査を実施した。対象事業は次のとおりである。

ア 一般会計及び特別会計 19節 負担金補助及び交付金

イ 水道事業会計 34節 補助金、35節 負担金、

36節 会費負担金

(以下「負担金補助等」とする。)

(2) 令和元年度において指定管理者に公の施設を管理させているもののうちから抽出して財政援助団体に対し、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施した。対象とした施設及び指定管理者は次のとおりである。

ア 洞戸円空記念館（文化課所管） 指定管理者：洞戸高賀自治会

イ 洞戸ふれあいセンター（市民協働課所管） 指定管理者：ほらど未来まちづくり推進委員会

ウ 安桜ふれあいセンター（市民協働課所管） 指定管理者：安桜まちづくり協議会

エ 鮎之瀬ふれあいセンター（市民協働課所管） 指定管理者：瀬尻ふれあいのまちづくり推進委員会

(3) 令和元年度に発注した工事のうちから抽出して次の工事に対する工事技術監査を実施した。

関市学校給食センター新築（建築・電気設備・空調設備・衛生設備・厨房設備）工事

## 2 監査の期間

令和元年11月25日から令和2年1月15日まで

## 3 監査の日程

(1) 負担金補助等書面審査（10日間）

ア 11月25日 水道課

- イ 1 1月26日 観光課、商工課、管財課
  - ウ 1 1月27日 高齢福祉課、福祉政策課、企画広報課、農林課
  - エ 1 1月29日 スポーツ推進課、秘書課、生涯学習課
  - オ 1 2月 3日 関商工高等学校、行政情報課、土木課
  - カ 1 2月 4日 市民協働課
  - キ 1 2月 5日 文化課、議会事務局、市民課
  - ク 1 2月 6日 建設総務課、都市計画課、教育総務課、市民健康課、危機管理課、子ども家庭課
  - ケ 1 2月 9日 環境課、学校教育課
  - コ 1 2月10日 保険年金課、下水道課、監査委員事務局、税務課
- (2) 負担金補助等現場監査（1日間）
- 1 2月19日 管財課（保明集会場、東山公民センター）  
子ども家庭課（熊之段ちびっこ広場）  
環境課（広見東町、東山2丁目ごみ集積場）  
農林課（曾代用水）
- (3) 財政援助団体等監査（2日間） 書面審査及び現場監査
- 1月 7日 洞戸円空記念館、洞戸ふれあいセンター、安桜ふれあいセンター、鮎之瀬ふれあいセンター（書類審査）
  - 1月 9日 洞戸円空記念館、洞戸ふれあいセンター、安桜ふれあいセンター、鮎之瀬ふれあいセンター（現場監査）
- (4) 工事技術監査（1日間）
- 1月15日 教育総務課（学校給食センター）、管財課

#### 4 監査の方法

- (1) 監査にあたっては、あらかじめ提出された監査調書、資料に基づき関係職員からその事務、事業の執行状況等について説明を聴取し、質疑を行うとともに事業箇所を抽出し、関係書類の監査を実施した。また、必要に応じ、現場監査を実施した。
- (2) 財政援助団体等監査においては、所管課職員からあらかじめ提出された監査調書、資料に基づき関係職員からその事務、事業の執行状況等について説明を聴取し、質疑を行い、必要に応じ関係書類を点検し、併せて現地にて指定管理者への質疑及び関係書類と対比しながら監査を実施した。
- (3) 工事技術監査については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、当該調査に沿って工事技術監査を実施した。

## 5 監査の方針及び着眼点

本年度の監査は、次のような事項を主眼にして実施した。

### 【負担金補助等】

#### (1) 公益上の必要性、妥当性等

ア 補助金等の交付申請書の関係書類のうち、特に事業計画書（事業目的、事業内容）、収支予算書は適正か。補助金等の使途は適切か。

イ 長期間にわたり継続して交付されているものについて、社会情勢、諸制度、行政需要の変化等を勘案して、交付目的、効果等は現状に即しているか。また、交付基準について必要に応じ見直しが行われているか。

ウ 継続的に事業効果の検証、評価等が確実に行われているか。

#### (2) 補助金等の交付方法、時期、手続等は適正か。また、前金払又は概算払は十分に必要性及び妥当性を検討しているか。

#### (3) 補助金等は、法令等に適合し、運用基準、要綱等は整備され、算出額は合理的な交付基準により行われ、制度の目的に合致し、公正及び円滑に運用されているか。

#### (4) 実績報告書

ア 審査 実績報告書等に基づく補助金等の成果及び条件の履行、収支の会計・経理並びに決算・精算は適正か。また、補助対象事業の内容により、契約書又は請書、事業内訳明細書、領収書の写し、写真等が一件の書類として整備されているか。提出書類は、事業に見合った報告内容か確認が行われているか。

イ 提出時期 補助事業が完了後、実績報告書等は速やかに提出されているか。特段の事由がない限り、出納整理期間内に提出されているか。

### 【財政援助団体等監査】

(1) 指定に係る手続き、管理の範囲、基準、利用料金制度等について法令、条例等に基づき適正、公平に行われているか。

(2) 指定は公募又は特定者指名か、議会の議決等は適正に行われているか。

(3) 協定書の内容、締結、指定管理料の算定、支出等は、適正に行われているか。

(4) 指定管理者から、定期的な報告等があるか、また調査を求め指示、監督する場合に対しても適正に行われているか。

(5) 施設の利用促進等において指定管理における効果等はどうか。

(6) 指定管理者は、施設の管理運営業務に係る事業の実施について、協定書のとおり適切に実施しているか。指定管理者からの業務報告等の義務の履行は

適切に行われているか。

## 6 監査の結果

### 【負担金補助等】

(1) 前述の監査方針及び着眼点により監査を実施した結果、これらの事務処理及び財務に関する事務並びに事業の管理については、全体としては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

各会計の令和元年10月31日現在における執行状況は、別表1及び別表2のとおりである。その年度により事業内容、事業費等が相違しているものもあり、一概に比較はできないが、予算執行率について前年度との比較は、次のとおりである。

ア 一般会計、特別会計及び水道事業会計全体を総括した執行率

負担金補助等	令和元年度	平成30年度	増減率
	58.7%	58.1%	0.6%

イ 会計別の執行率

	令和元年度	平成30年度	増減率
一般会計	69.6%	72.7%	△3.1%
特別会計	55.2%	53.7%	1.5%
水道事業会計	14.0%	76.0%	△62.0%

上の表のとおり、一般会計、特別会計及び水道事業会計の全体を総括した負担金補助等の執行率は58.7%となっており、前年度と比較すると前年同期の執行率は58.1%であり、0.6ポイント上回っている。

なお、予算の執行率については、費目により予算の事務、事業が達成され完了していても、予算残額があるために100%の執行率になっていないもの、あるいは県事業の工事負担金など金額の算定、時期、手続き等、一部の特殊な事情のある費目を除いては、各事務・事業とも大半のものはほぼ順調に進捗しているといえる。

(2) 留意事項

改善を要すると思われる事項については、監査時において個別に要請したところであるが、次の諸点については今後の事務・事業の執行時に特に留意されたい。

ア 補助金の支出にあたっては、補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である補助金交付要綱等により適正に執行されるべきものであり、この要綱等が交付決定及び補助額の確定根拠となり、補助金執行手続きにおける審査基準となるものである



が、補助事業ごとの補助金交付要綱等が定められていないものが多数見受けられた。従来から慣例的・継続的に交付されている定額補助金のうち、その算定交付基準等がなく、補助金の支出額の決定が決裁のみで行われているものについては、公益性・公平性を担保するためにも、それぞれの算定交付基準等を明確に定めた規程を設けられたい。また、補助金交付要綱等は制定されているものの、算定基準が明確でないもの、現在の社会情勢にそぐわないもの、特殊な事情もなく他市に比して手厚いもの等は、必要に応じて規則、要綱等を改正し、減額・廃止等も念頭に置きながら制度の適正な見直しをされたい。

イ 各補助金が真に必要なものか又はその必要性について精査されているのか疑問に思われるものがある。補助事業の実施理由、事業効果、補助額の根拠、事業経費の内訳など全体の把握に努めたうえで、現在の情勢においてもなお公益上の必要性が十分認められるのか、補助額は客観的にみても適正と認められる額なのか等を今一度吟味され、補助金制度の有効で適正な運用を図られたい。

ウ 事業費に比して必要以上に繰越金のある団体等については、実態を把握し、妥当性、必要性などを慎重に審査し、補助額の見直し又は当該補助事業自体の見直しをする等適切に執行されたい。

エ 事業費のほぼ100%を補助金で賄っている事業については、事業内容を再精査するとともに特別な事情がない限り、対象事業に係る受益者負担等も考慮して、事業評価を適正に行ったうえで、補助割合の変更又は事業自体の再検討をされたい。

オ 補助事業者等において事業実施にあたり、物品の購入や事業の請負等に係る契約行為を伴うものについては、契約相手の選定に当たっては、複数の者から見積書を徴取し、費用の低減に努めるよう指導されたい。

カ 実績報告書は、事業完了後速やかに提出を求めるとともに、単に受領するだけでなく、事業内容、決算・精算等の事実を確認・把握できる証拠書類により、補助事業の必要性、適正性等を担保するに足りる内容のものが添付されているか必ず精査されたい。その際、交付条件等に見合わない場合は、減額又は返還措置を講じられたい。

### 【財政援助団体等監査】

(1) 令和元年度中に指定管理を行わせている公の施設のうちから抽出した次の施設に係る事務について、前述の監査方針の各主眼事項を基準に監査を実施した。

ア 監査対象施設名、指定管理者名、指定区分及び指定期間

施設名	指定管理者名	指定区分	指定期間
洞戸円空記念館	洞戸高賀自治会	特定者指名	H27. 4. 1 ～R2. 3. 31
洞戸ふれあいセンター	ほらど未来まち づくり委員会	特定者指名	H31. 4. 1 ～R6. 3. 31
安桜ふれあいセンター	安桜まちづくり 協議会	特定者指名	H28. 4. 1 ～R3. 3. 31
鮎之瀬ふれあいセンター	瀬尻ふれあいの まちづくり推進 委員会	特定者指名	H31. 4. 1 ～R6. 3. 31

イ 令和元年10月31日現在における指定管理料(委託料)に係る執行状況は、次のとおりである。

施設名	R1 指定管理料	執行済額	執行率
洞戸円空記念館	2,515,000 円	2,515,000 円	100.0%
洞戸ふれあいセンター	6,978,000 円	6,978,000 円	100.0%
安桜ふれあいセンター	4,815,000 円	4,815,000 円	100.0%
鮎之瀬ふれあいセンター	5,173,000 円	5,173,000 円	100.0%

ウ 各施設の利用者状況は、次のとおりである。

施設名	平成30年度	平成29年度	平成28年度
洞戸円空記念館	4,358 人	5,250 人	6,591 人
洞戸ふれあいセンター	9,626 人	11,203 人	12,167 人
安桜ふれあいセンター	16,120 人	14,660 人	16,363 人
鮎之瀬ふれあいセンター	10,477 人	10,262 人	4,721 人

(2) 留意事項

各施設に係る指定管理料について、予算においてはおおむね適正に執行されているものと認められた。また、監査調書ほか各施設の指定管理に係る基本協定書及び年度協定書において定められている管理業務内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の諸点については、今後の事務事業の執行時に特に留意されたい。

ア 指定管理施設を所管する担当課においては、指定管理者から定期または不定期にその管理状況を確認し、また報告させることにより、指導、監督を行うよう努められたい。

イ 基本協定書に基づく業務の実施状況を把握するとともに、仕様書に基づき利用者増を図るために自主事業を行うなど経営努力を発揮されるよう指導されたい。なお、指定管理以外の事業として自主事業を実施するのであれば、仕様書の見直しを行うこと。

ウ 提出書類における事業計画については、事業の羅列だけでなく、活動方針を記載させるよう指導するとともに、事業報告については、基本協定に基づき課題分析と自己評価を記載させるよう協定書の内容と照合し、不足する書類、記載内容等について注意喚起するなど指導されたい。

また、収支決算書の記載について、監査報告書の漏れや年度末監査の実施日を事業年度内の期日としているところが見られた。本来、事業年度を閉めていないのに年度末監査はできないので、実施日は、期間満了日以後の期日において監査をされるよう指導されたい。

#### **【工事技術監査】**

工事技術監査の結果については、別紙のとおりである。

## 別 紙

### 令和元年度工事技術監査（調査）の結果について

- 1 実施日  
令和2年1月15日
- 2 監査（調査）対象工事  
関市学校給食センター新築（建築・空調設備・厨房設備・衛生設備・電気設備）工事
- 3 工事技術調査業務委託機関及び調査技術者  
公益社団法人 大阪技術振興協会  
技術士（建設部門・総合技術監理部門） 松谷 孝広
- 4 監査（調査）の方法  
工事請負契約書、設計図書等の書類調査及び現地調査並びにこれらに係る講評を実施した。
- 5 工事概要  
昭和57年3月に「関市学校給食センター」を建設し、同年4月より、共同調理場方式による学校給食を提供しています。施設は、施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、維持管理が難しく更新時期を迎えているため、新たな場所で建て替えをする。その際に、市公共施設再配置計画(H28年3月)に基づく建設計画により、市内3箇所の給食センター調理場を統合集約する施設とする。
  - (1) 工事場所 関市若草通1丁目15番地
  - (2) 工事内容
    - ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
      - ・本館棟新築工事 1式（鉄骨造2階建てA=3,040.82㎡）
      - ・自転車置場新築工事 1式（鉄骨造平屋建てA=5.5㎡）
      - ・外構工事 1式（舗装工事 1式、重力式・L型擁壁）
    - イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
      - ・空調設備工事 1式
      - ・換気設備工事 1式

- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備） 工事
  - ・ 厨房設備工事 1 式
  - ・ 機器設置工事 1 式
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備） 工事
  - ・ 衛生器具設備工事 1 式
  - ・ 排水処理槽設備工事 1 式
  - ・ 排水設備工事 1 式
  - ・ 給水設備工事 1 式
  - ・ 外構設備工事 1 式
  - ・ 給湯設備工事 1 式
  - ・ 屋内消火設備工事 1 式
  - ・ ガス設備工事 1 式
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備） 工事
  - ・ 電灯設備工事 1 式
  - ・ 拡声設備工事 1 式
  - ・ 誘導支援 トイレ等呼出設備工事 1 式
  - ・ 外構設備工事 1 式
  - ・ テレビ共同受信設備工事 1 式
  - ・ 火災報知設備工事 1 式
  - ・ 構内情報通信網設備工事 1 式
  - ・ 構内配電線路設備工事 1 式
  - ・ 構内交換設備工事 1 式
  - ・ 情報表示電気時計設備工事 1 式
  - ・ 受変電設備工事 1 式

(3) 工事請負業者

- ア 関市学校給食センター新築（建築） 工事
  - 株式会社新東建設 【第 1 回目で落札】
  - 「指名競争入札 9 者（4 者辞退） 予定価格事前公表 電子入札」  
【設計価格の 99.12%】
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備） 工事
  - 株式会社オザキ 【第 1 回目で落札】
  - 「指名競争入札 10 者（4 者辞退） 予定価格事前公表 電子入札」  
【設計価格の 97.14%】
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備） 工事
  - タニコー 株式会社 岐阜営業所 【第 1 回目で落札】
  - 「プロポーザル方式 随意契約」  
【設計価格の 98.02%】

エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事  
株式会社山中工務店 【第1回目で落札】  
「指名競争入札9者（3者辞退） 予定価格事前公表 電子入札」  
【設計価格の96.95%】

オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事  
株式会社日発電工 【第1回目で落札】  
「指名競争入札9者（5者辞退） 予定価格事前公表 電子入札」  
【設計価格の84.95%】

(4) 設計及び工事監理  
設 計：司設計株式会社  
工事監理：司設計株式会社

(5) 事業費

ア 関市学校給食センター新築（建築）工事  
設計金額（税込） 686,421,000 円  
請負金額（税込） 680,400,000 円  
（うち消費税及び地方消費税 50,400,000 円） 落札率：99.12%

イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事  
設計金額（税込） 233,473,320 円  
請負金額（税込） 226,800,000 円  
（うち消費税及び地方消費税 16,800,000 円） 落札率：97.14%

ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事  
設計金額（税込） 367,999,200 円  
請負金額（税込） 360,720,000 円  
（うち消費税及び地方消費税 26,720,000 円） 落札率：98.02%

エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事  
設計金額（税込） 240,041,880 円  
請負金額（税込） 232,740,000 円  
（うち消費税及び地方消費税 17,240,000 円） 落札率：96.95%

オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事  
設計金額（税込） 270,289,440 円  
請負金額（税込） 229,608,000 円  
（うち消費税及び地方消費税 17,008,000 円） 落札率：84.95%

※ア・イ・ウ・エ・オの合計金額

1,730,268,000 円/8,000 食=216,284 円/食

(6) 工事期間

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事  
平成31年2月27日から令和2年3月13日まで
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事  
平成31年2月27日から令和2年3月13日まで
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事  
平成31年2月27日から令和2年3月13日まで
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事  
平成31年2月27日から令和2年3月13日まで
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事  
平成31年2月27日から令和2年3月13日まで

(7) 進捗状況 (令和元年12月31日現在)

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事  
計画出来高 83.78% 実施出来高 81.93% 【計画より1.85%遅い】
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事  
計画出来高 79.0% 実施出来高 80.0% 【計画より1.0%遅い】
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事  
計画出来高 3.2% 実施出来高 3.2% 【計画どおり】
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事  
計画出来高 78.06% 実施出来高 73.24% 【計画より6.67%遅い】
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事  
計画出来高 68.0% 実施出来高 68.3% 【計画より0.3%早い】

(8) 工事監督員

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
  - ・アの監督員

総括監督員	財務部	管財課	課長	津谷 典男
主任監督員	〃	〃	主任主査	松下 仁
一般監督員	〃	〃	主査	岩井 篤志
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事
  - ・イ・ウ・エ・オの監督員

総括監督員	教育委員会	教育総務課	課長	水野 一生
主任監督員	〃	〃	主幹	遠藤 英治
一般監督員	〃	〃	課長補佐	兼松 朝陽

建設業法 19 条の二 2 項により、請負業者に監督者の書面通知は適正であった。

## 6 調査所見

### 6-1 書類関係

#### (1) 契約保証及び前払金保証について

##### ア 関市学校給食センター新築（建築）工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

68,040,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

272,000,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

##### イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

22,680,000 円

【株式会社十六銀行 関支店 請負金額の 10%以上】

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

90,720,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

##### ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

36,072,000 円

【三井住友海上火災保険株式会社 請負金額の 10%以上】

前払金保証について、請求なしのため支払いなし。

##### エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

23,274,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

93,090,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

##### オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

22,960,800 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

91,840,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】



(2) 入札状況について

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

本工事は、「関市競争入札等参加者選定要綱」、「関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領」、「関市指名業者選考委員会規程」及び「関市建設工事指名競争入札参加者の指名基準(令和元年7月10日)」に基づき指名競争入札に付され適正に施行されていた。また、入札は、「関市電子入札実施要領」の規定による電子入札で執行し、予定価格の事前公表は、「関市建設工事等の契約に関する予定価格の事前公表要領」に基づき、適正に施行されていた。

電気設備工事においては、基準価格以下の入札（低入札価格調査対象工事）となり、品質確保の管理面を考慮し、別途の主任技術者を選任していた。

(3) 契約関係書類

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

工事請負契約書は、『公共工事請負契約約款』に基づき適切に整備されていた。

(4) 建設業退職金共済に関する書類

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。掛金収納書確認した。

- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていない。未購入であった。

- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていない。未購入であった。

- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付され

ていた。掛金収納書確認した。

オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。掛金収納書確認した。

空調工事及び厨房工事は、建設業退職金制度の掛金収納（証紙）未購入であった。理由書を添付していたが、受注者の証紙必要性というより、協力業者へ配布が肝要である。受注者への指導をお願いします。

大手建設業者も自社退職金制度がある。しかし、国の制度であり証紙購入し、協力会社への加入指導及び配布を積極的に行うことが、建設業の発展に資する目的を理解し購入している。

各工事とも、工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いします。退共の証紙購入費は、現場管理費の率計上されている。

## 2) 現場管理費

### (1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

### (2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

### (3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く

### (4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

### (5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

### (6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

### (7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

※ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(5) 工事保険契約

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

法定外労災補償、賠償責任保険等に受注者が加入しているとのことである  
「関市工事請負契約約款」第 59 条（火災保険等）第 3 項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されている。書面により控えを提出させていた。適正であった。

6-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計

【設計方針】

- ◆「関市公共施設再配置計画(H28年3月)」に基づく建設計画
  - ・市内3箇所の給食センター調理場を統合集約する施設とする。
  - ・市有地だけで約8,000㎡が確保でき、新たな用地購入が不要とした。
- ◆安心して安全な学校給食センターでおいしい学校給食の提供
  - ・ドライシステムの導入
- ◆衛生管理基準の徹底
  - ・適切な温度管理、学校給食衛生管理基準との適応、HACCP概念の導入。
  - ・エアシャワー、ドックシェルター等の異物混入の防止設備。
  - ・交差汚染の防止。
- ◆食物アレルギーへの対応
  - ・調理場の中に食物アレルギー対応食調理室を設置。
- ◆学校給食を通じた食育の教育的施設
  - ・見学用通路の設置、施設見学・研修会・試食できる会議室の設置。

ア 設計図書

設計図書は、司設計株式会社にて作成していることを確認した。

本工事の設計図書は、適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	平成28年度	国土交通省大臣 官房官庁営繕部
2	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	平成28年版	
3	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	平成28年版	

## (2) 工事積算

### 【設計でのコスト削減】

#### ◆北側の外壁をサイディング（既製品）にした。

他の面は基本的にALCに吹付け塗装をしていますが、人目のつきにくい北側はサイディングにしてコスト圧縮に努めた。ALC吹付けに対し平米2,500円程度安く、合計150万円程圧縮した。

#### ◆外構の舗装を再利用

調整池の兼ね合いで舗装を撤去しますが、残せる部分は残して工事費を少しでも抑えた。

#### ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された「司設計株式会社」によって「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

#### イ 値入について

市販の「建設物価」「建築コスト情報」「建築施工単価」を使用し、積算されていた。

「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上の徴収がなされていた。見積比較を経て適正なスライド掛率の選定を行い、本工事の採用単価として積算されていた。

採用単価内訳書記載凡例を整え、適用年月を明確にしており、適正であった。

### 【積算参考図書】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	公共建築工事積算基準	H29年度	国土交通省大臣官房官庁営繕部
2	建築数量積算基準同解説	H29年度	財団法人建築コスト管理システム研究所
3	建築施工単価	H30年冬号	財団法人経済調査会
4	建設コスト情報	H30年冬号	財団法人建設物価調査会
5	建設物価	H30年1月	財団法人建設物価調査会
6	積算資料	H30年1月	財団法人経済調査会

## (3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適切に算出作成、整備されていた。適正であった。

## 6-3 施工に関する書類

### (1) 関係諸官庁への届出

#### ア 関市学校給食センター新築（建築）工事

#### イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事

- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
  - エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
  - オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事
- 諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工  
事実績情報システム）登録が行われていた。関連書類は適正に整備・保  
管されており、適正であった。

建築工事（新東建設）に「担当技術者：坂口氏」が現場従事していた。  
コリンス登録は、技術者個人の実績である。技術者の育成及びスキルに通じ、  
インセンティブを図る指導をお願いします。

(3) 設計図書の照査

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により「公共工  
事請負契約約款」に基づき設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合  
は、打ち合わせ会議を通じ、工事監理者及び監督員を通じて発注者にその事  
実を確認できる資料を提出していた。適正であった。

(4) 工程管理及び履行報告書

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

出来高管理として、前月までの工事施工出来高工程曲線を併記させ、工程管  
理を行っていた。適正であった。

(5) 施工計画書

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

施工計画書は、本工事内容に沿って記述させ、適切に作成させていた。

施工計画を活用し、段階確認立会、材料承認など、監督員の検査チェックをシステムチックに管理しており、適正であった。

施工計画書の緊急時の体制及び対応に緊急時対策を記載させているが、現場での緊急対策を取る具体的数値を記載させ対応させることが望ましい。

緊急時に作業員の避難場所も関係者の見やすい位置に掲示させ、作業員に周知させること。（例：現場掲示板等に掲示）

【参考】

- ◆労働安全衛生法では、悪天候時及び地震後の作業規制を決めている。  
(労働基準局の通達で次のようになっている)

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風



(6) 現場代理人、主任技術者届

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事

オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

各工事とも現場代理人・主任技術者届及び関係書類を確認した。適切であった。

(7) 施工体系図及び施工体制台帳

ア 関市学校給食センター新築（建築）工事

イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事

ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事

エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事

オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

施工体系図及び施工体制台帳は、適正に提出させ、整備・保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

竣工時に施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し等）を提出させる必要がある。竣工段階で再確認をお願いする。また、工事請負契約の注文書・請書に「法定福利費」の項目計上の指導をすることを元請け業者に指導をお願いする。

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項）
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条）



(8) 工事材料関係の書類

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

使用資材製品届などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備されていた。

工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。適正であった。

(9) 打合せに関する書類

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。適正であった。

(10) 検査及び品質管理について

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

工事材料使用承諾願は、施工業者より提出させていた。

本工事の品質管理面において、適切な項目の検査及び段階確認を実施し、施工図チェックも適切であった。

書面から判断して特に問題は認められない。

(11) 契約約款第 59 条（火災保険など）

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

工事請負契約約款第 59 条第 2 項に、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを甲に提示することが記載されている。火災保険、建設工事の契約書の証券写しを提出させ適正であった。

#### 6-4 建設廃棄物処理及び残土に関する書類

ア 関市学校給食センター新築（建築）工事

イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事

ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事

エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事

オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、施工中で確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

(3) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 5 条 2 項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設リサイクルデータ統合システム-COBRI S-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、電子媒体にて提出させて頂きたい。

建築工事は確認できたが、空調設備・厨房設備・電気設備工事の各業者の「建設副産物情報交換システム工事登録証明」（一般財団法人 日本建設情報総合センター）登録工事 ID が確認できなかった。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省) より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について  
平成 30 年 3 月 31 日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省) より通知されました。これを受けまして、平成 30 年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIS」 Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・ 工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・ 建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・ 特記仕様書などで、入力を義務づけられる。・インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

6-5 安全管理に関する書類

- ア 関市学校給食センター新築（建築）工事
- イ 関市学校給食センター新築（空調設備）工事
- ウ 関市学校給食センター新築（厨房設備）工事
- エ 関市学校給食センター新築（衛生設備）工事
- オ 関市学校給食センター新築（電気設備）工事

(1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 作業員への安全管理は、ミーティング及びKY(危険予知)活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

監査日前日の記録を確認した。適切であった。

(3) 建築・空調・厨房・衛生・電気工事が、同一敷地内工事での競合作業となる。

安全衛生法第30条2項により、建築工事の新東建設株式会社を「特定元方事業者」として指名されており、適切であった。ここで、特定元方事業者として、「統括安全衛生責任者」としての現場管理が必要となる。

安全衛生法第30条1項の措置の活動記録を整理・保存しておくこと。ここで、月一回の教育・訓練及び工程会議と同じでないことの認識が必要である。

【活動例】				
活動名	場所	参加者	頻度	内容等
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日	当日の作業手順及び連絡、体操
KY活動	現場	現場作業従事者	毎日	当日の危険予知及び安全作業に関する事項
作業前点検	事務所	現場作業従事者	毎日	重機、工具や足場、支保工の点検及び作業箇所の安全点検
安全巡視	現場	現場代理人	毎日	現場内及び周辺の監視及び点検
店社安全パトロール	現場	店社担当職員	月1回	現場内及び周辺の点検及び指導
新規入場者教育	現場	新規入場者	随時	工事概要、担当作業内容、危険箇所等の説明及び健康状態、資格等の確認
安全教育・安全訓練	事務所	現場作業従事者	月1回	
災害防止協議会	事務所	協議会構成員	月1回	安全衛生協議会など
使用機械・車輛等の点検	現場	現場作業従事者等	月1回	使用機械・車輛等の点検及び整備

7 現場施工状況調査における所見

現場は、分かり易い「工事概要看板」を掲示していた。

作業員は、一般車両優先徹底の意識を図り、工事占用等は、十分留意し施工していた。

(1) 本工事は、創意工夫を実施していた。

(2) 現場事務所及び工事現場は、資材等が整然とし良く管理できた状態であった。品質の適切性が確認できた。

(3) 作業床について

作業床に足場板を敷設されているが、危険な箇所が点在する。措置を講じること。

点 検 項 目		NO	点 検 項 目		NO
1	許容積載荷重を定め、それ以上積載していないか		8	番線等で足場板を固定しているか	
2	飛来落下が予測される場合、巾木は設置されているか		9		
3	幅 40cm 以上、隙間 3cm 以下となっているか		10		
4	足場板の重ねは、支点の中央部で幅 20cm 以上か		11		
5	高さ 90cm 以上の丈夫な手すりが設置されているか、又、中棧はあるか		12		
6	足場板の吊出しは 10cm 以上、足場板の長さの 1/18 以下か		13		
7	足場板は、3 点以上の支持物にかけ渡しているか		14		

【安全衛生規則 第 518 条、第 519 条、第 544 条、第 562 条、第 563 条】

(4) 建設業法等による工事現場掲示物、請負業者への指導徹底をお願いします。

**参考 4. 工事現場への掲示について**

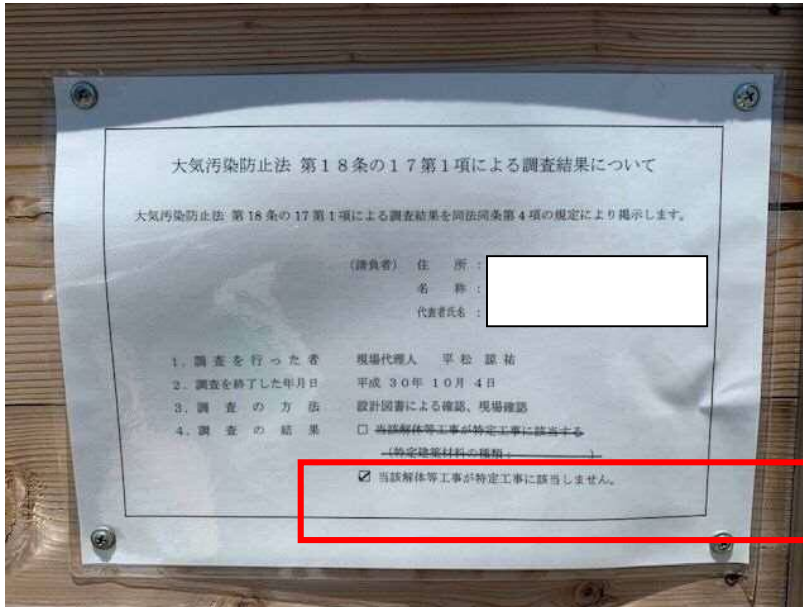
建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
工事名称、発注者等を示す表示板	適切な場所	全ての工事	仕様書等
建設業の許可票 /	公衆の見やすい場所	下請負人を含む全ての建設業者	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条 (縦 25 cm 以上×横 35 cm 以上)
施工体系図 /	工事関係者及び公衆が見やすい場所	施行体制台帳作成対象の工事	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条
再下請負通知書の提出案内 (注)	工事現場の下請負人が見やすい場所	施行体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法、通知済ステッカー	公衆が見やすい場所	同ステッカーを受領した工事	
労災保険関係成立票	労働者が見やすい場所	全ての工事	労働災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	
作業主任者一覧表 /	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条
大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項による調査結果	公衆に見やすい場所	解体等工事(建築物等の解体、改造、補修作業を伴う工事)	大気汚染防止法第 18 条の 17 第 4 項 石綿障害予防規則第 3 条

注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく〇〇まで、建設業法施行規則第 14 条の 4 第 1 項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して、同様の書類の提出をしてください。  
(株) 〇〇建設

参考



(5) 分電盤の取扱者を定め、行き先明示すること。

【安全衛生規則 第 329 条、第 333 条～第 339 条、第 352 条、第 353 条】

点 検 項 目		タ	点 検 項 目	
①	作業開始前に、点検表による確認をしたか		⑧	配電先（行き先）は、表示されているか
②	分電盤の取扱責任者を定め、表示して、扉を施錠しているか		⑨	分電盤までの安全通路は確保されているか、又、分電盤の前に資材等を置いていないか
③	分電盤にアースを取り付けているか（緑色の線で太さは 1.6mm 以上か）		⑩	水気の多い場所・雨の当たる場所で電動工具を使用していないか
④	アースの接地抵抗値は 100 Ω 以下か、又、アース棒が簡単に抜けないか		⑪	地上配線の場合、安全通路の横断、及び、車通行部電線の養生をしているか
⑤	漏電遮断器は、正常に作動するか確認して記録をしたか		⑫	外部での使用時の電工ドラムは、屋外用を使用し、電動工具のプラグは、防水型（丸型）を使用しているか
⑥	感電防止のために、分電盤の内部操作部分の照度が確保されているか		⑬	電動工具のアースは、確実に取られているか（二重絶縁タイプは不要）
⑦	電工ドラム等のタコ足配線をしていないか		⑭	

(6) 安全通路

現場及び建物内の資機材置場及び安全通路を明確にすること。

	点検項目	チェック
①	安全通路に適した照明にしているか	
②	安全通路の表示があるか	
③	通路に、「段差あり」の危険表示はあるか	
④	開口部・差筋等は養生し、キャップを設けているか	
⑤	通路は、用途に応じた幅を確保しているか (できるだけ1m以上幅以上を確保)	
⑥	通路面から高さ1.8m以内に障害物はないか	
⑦	残材・資材・機材等は置いていないか、 又、通路に輪木等がはみ出していないか	
⑧	通路面は、つまづき・滑り・踏抜き等がないようにしているか	
⑨	配管の立ち上がりは、コーンバー等により囲いがあるか	

【労働安全衛生規則第 540 条～544 条】

(7) 事務所前に産業廃棄物置き場であった。作業敷地は、廃棄物の一時保管場所となる。所定の「法定標示看板」を掲示させること。

【産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成 13 年 4 月 16 日改正）】

8 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されていた。監督員の工事請負業者への適切な指導の表れと思われる。

今回は、サンプリング監査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

今以上の安全管理及び品質管理の徹底指導を行い無事故、無災害で完成をお願いする。

以上

文書中の .....部分は、留意事項 .....部分は、提案及び要望事項
--

7 監査資料

令和元年度会計別の負担金補助及び交付金予算の執行状況総括表

別表 1

(令和元年10月31日現在)

(単位:円)

会計別	予算現額	執行済額	予算残額	執行率 (%)	平成30年10月末執行率 (%)	比較増減 (ポイント)
一般会計	5,721,066,515	3,980,899,569	1,740,166,946	69.6	72.7	△ 3.1
特別会計	18,037,039,030	9,962,575,380	8,074,463,650	55.2	53.7	1.5
水道事業会計	4,002,000	558,402	3,443,598	14.0	76.0	△ 62.0
合計	23,762,107,545	13,944,033,351	9,818,074,194	58.7	58.1	0.6

令和元年度(一般・特別・水道事業)会計の負担金補助及び交付金予算の執行状況

1. 一般会計

別表 2

(令和元年10月31日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘要	
			19 負担金補助及び交付金					
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率 (%)		
1 議会費			3,223,000	3,187,000	36,000	98.9		
	1 議会費		3,223,000	3,187,000	36,000	98.9		
		1 議会費		3,223,000	3,187,000	36,000	98.9	
2 総務費			565,250,260	318,488,981	246,761,279	56.3		
	1 総務管理費		507,116,260	291,523,485	215,592,775	57.5		
		1 一般管理費		6,940,000	2,953,414	3,986,586	42.6	
		2 企画広報費		29,546,000	9,103,000	20,443,000	30.8	
		3 行政管理費		148,000	74,560	73,440	50.4	
		4 情報化推進費		11,673,000	1,461,000	10,212,000	12.5	
		5 交通安全対策費		2,985,000	2,981,000	4,000	99.9	
		7 財産管理費		9,558,000	8,374,560	1,183,440	87.6	
		8 契約検査費		3,655,000	3,583,566	71,434	98.0	
		9 まちづくり推進費		133,261,000	123,430,847	9,830,153	92.6	
		10 地域振興費		9,124,000	7,514,000	1,610,000	82.4	
		11 総合交通対策費		300,085,000	131,942,278	168,142,722	44.0	
		12 会計管理費		2,000	2,000	0	100.0	
		13 公平委員会費		103,260	103,260	0	100.0	
		14 固定資産評価審査委員会費		36,000	0	36,000	0.0	
	2 徴税費			3,125,000	2,999,502	125,498	96.0	
		2 賦課徴収費		3,125,000	2,999,502	125,498	96.0	
	3 戸籍住民基本台帳費			22,152,000	6,189,700	15,962,300	27.9	
		1 戸籍住民基本台帳費		22,152,000	6,189,700	15,962,300	27.9	
	4 選挙費			32,379,000	17,472,294	14,906,706	54.0	
		1 選挙管理委員会費		139,000	121,800	17,200	87.6	
		4 市議会議員選挙費		28,281,000	16,995,030	11,285,970	60.1	
		5 市長選挙費		3,959,000	355,464	3,603,536	9.0	
5 統計調査費			257,000	250,000	7,000	97.3		
	1 統計調査総務費		257,000	250,000	7,000	97.3		
6 監査委員費			221,000	54,000	167,000	24.4		
	1 監査委員費		221,000	54,000	167,000	24.4		



款	項	目	節				摘 要	
			19 負担金補助及び交付金					
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)		
3 民生費			1,286,602,955 内 (7,370,000)	969,373,327 内 (5,832,000)	317,229,628 内 (1,538,000)	75.3 内 (79.1)	※ ( )内は繰越明許費	
	1 社会福祉費		21,774,000	18,701,130	3,072,870	85.9		
		1 社会福祉総務費	9,054,000	8,070,700	983,300	89.1		
		2 福祉医療費	6,314,000	6,284,952	29,048	99.5		
		3 障がい者福祉費	5,615,000	3,574,478	2,040,522	63.7		
		4 障がい者自立支援費	20,000	0	20,000	0.0		
		5 地方改善費	766,000	766,000	0	100.0		
		6 国民年金事務費	5,000	5,000	0	100.0		
		2 高齢福祉費		940,143,000 内 (7,370,000)	889,151,908 内 (5,832,000)	50,991,092 内 (1,538,000)	94.6 内 (79.1)	※ ( )内は繰越明許費
		1 高齢福祉総務費	49,825,000 内 (7,370,000)	7,035,997 内 (5,832,000)	42,789,003 内 (1,538,000)	14.1 内 (79.1)	※ ( )内は繰越明許費	
		2 在宅老人福祉費	39,640,000	34,952,949	4,687,051	88.2		
		3 生涯現役促進費	23,688,000	20,173,000	3,515,000	85.2		
		4 後期高齢者医療費	826,990,000	826,989,962	38	99.9		
		3 児童福祉費		323,847,955	60,903,509	262,944,446	18.8	
		1 児童福祉総務費	231,232,000	11,803,574	219,428,426	5.1		
		2 保育所運営費	79,378,000	40,438,520	38,939,480	50.9		
		3 保育所費	1,809,955	1,770,915	39,040	97.8		
		4 家庭児童相談室費	800,000	800,000	0	100.0		
		5 母子福祉費	6,232,000	3,010,000	3,222,000	48.3		
		6 児童発達支援センター費	4,396,000	3,080,500	1,315,500	70.1		
	4 生活保護費		838,000	616,780	221,220	73.6		
	1 生活保護総務費	838,000	616,780	221,220	73.6			
4 衛生費			1,263,957,000 内 (13,000,000)	769,460,971 内 (6,171,719)	494,496,029 内 (6,828,281)	60.9 内 (47.5)	※ ( )内は繰越明許費	
	1 保健衛生費		472,631,000 内 (13,000,000)	80,710,971 内 (6,171,719)	391,920,029 内 (6,828,281)	17.1 内 (47.5)	※ ( )内は繰越明許費	
		1 保健衛生総務費	114,340,000	24,377,219	89,962,781	21.3		
		2 予防費	30,088,000	4,544,821	25,543,179	15.1		
		3 市民健康づくり対策費	820,000	630,000	190,000	76.8		
		4 環境衛生費	66,722,000 内 (13,000,000)	51,045,931 内 (6,171,719)	15,676,069 内 (6,828,281)	76.5 内 (47.5)	※ ( )内は繰越明許費	
		5 墓地公園費	1,113,000	113,000	1,000,000	10.2		
		6 水道費	259,548,000	0	259,548,000	0.0		
		2 清掃費		791,326,000	688,750,000	102,576,000	87.0	
		1 塵芥処理費	790,802,000	688,750,000	102,052,000	87.1		
		2 し尿処理費	524,000	0	524,000	0.0		

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			19 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
5 農林水産業費			519,814,000	265,160,508	254,653,492	51.0	
	1 農業費		229,916,000	95,820,911	134,095,089	41.7	
		1 農業委員会費	528,000	523,000	5,000	99.1	
		2 農業総務費	32,630,000	32,630,000	0	100.0	
		3 農業振興費	176,442,000	61,378,034	115,063,966	34.8	
		4 畜産業費	20,316,000	1,289,877	19,026,123	6.3	
	2 林業費		32,160,000	4,672,280	27,487,720	14.5	
		1 林業総務費	32,160,000	4,672,280	27,487,720	14.5	
	3 農地費		254,483,000	161,632,317	92,850,683	63.5	
		1 農地費	254,483,000	161,632,317	92,850,683	63.5	
	4 水産業費		3,255,000	3,035,000	220,000	93.2	
		1 水産業振興費	3,255,000	3,035,000	220,000	93.2	
6 商工費			323,579,760	194,955,950	128,623,810	60.2	
	1 商工費		323,579,760	194,955,950	128,623,810	60.2	
		1 商工総務費	23,450,000	22,466,770	983,230	95.8	
		2 工業振興費	159,164,000	83,509,429	75,654,571	52.5	
		3 商業振興費	21,462,760	9,619,751	11,843,009	44.8	
4 観光費	119,503,000	79,360,000	40,143,000	66.4			
7 土木費			266,793,000	19,946,737	246,846,263	7.5	
	1 土木管理費		38,575,000	5,133,944	33,441,056	13.3	
		1 土木総務費	38,575,000	5,133,944	33,441,056	13.3	
	2 道路橋りょう費		95,980,000	2,007,000	93,973,000	2.1	
		1 道路橋りょう総務費	1,005,000	900,900	104,100	89.6	
		2 道路維持費	1,875,000	1,106,100	768,900	59.0	
	3 河川費		93,100,000	0	93,100,000	0.0	
			23,750,000	3,885,253	19,864,747	16.4	
		1 河川総務費	250,000	35,005	214,995	14.0	
	4 都市計画費		23,500,000	3,850,248	19,649,752	16.4	
			108,449,000	8,886,040	99,562,960	8.2	
		1 都市計画総務費	51,989,000	8,436,840	43,552,160	16.2	
4 公園管理費		88,000	87,200	800	99.1		
5 住宅費		56,372,000	362,000	56,010,000	0.6		
	1 住宅管理費	39,000	34,500	4,500	88.5		
8 消防費			39,000	34,500	4,500	88.5	
	1 消防費		1,335,742,000	1,301,158,765	34,583,235	97.4	
			1,335,742,000	1,301,158,765	34,583,235	97.4	
		1 常備消防費	1,256,203,000	1,251,484,000	4,719,000	99.6	
		2 非常備消防費	45,716,000	45,708,615	7,385	99.9	
3 消防施設費	11,300,000	0	11,300,000	0.0			
4 防災対策費	22,523,000	3,966,150	18,556,850	17.6			

款	項	目	節				摘 要	
			19 負担金補助及び交付金					
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)		
9 教育費			156,104,540 内 (8,519,040)	139,167,330 内 (8,519,040)	16,937,210 内 (0)	89.2 内 (100.0)	※ ( )内は繰越明許費	
	1 教育総務費		7,398,500	7,125,815	272,685	96.3		
		1 教育委員会費	506,500	506,500	0	100.0		
		2 事務局費	60,000	59,100	900	98.5		
		3 学校教育費	1,025,000	805,215	219,785	78.6		
		4 まなびセンター費	5,807,000	5,755,000	52,000	99.1		
	2 小学校費		9,652,000	8,681,900	970,100	89.9		
		1 学校管理費	497,000	323,300	173,700	65.1		
		2 教育振興費	9,155,000	8,358,600	796,400	91.3		
	3 中学校費		6,127,000	5,026,030	1,100,970	82.0		
		1 学校管理費	388,000	97,700	290,300	25.2		
		2 教育振興費	5,739,000	4,928,330	810,670	85.9		
	4 高等学校費		7,319,000	7,240,490	78,510	98.9		
		2 高等学校総務費	319,000	240,490	78,510	75.4		
		3 教育振興費	7,000,000	7,000,000	0	100.0		
	5 社会教育費		20,726,000	20,042,000	684,000	96.7		
		1 社会教育総務費	4,823,000	4,651,000	172,000	96.4		
		2 公民館費	254,000	254,000	0	100.0		
		3 図書館費	1,000,000	1,000,000	0	100.0		
		4 文化振興費	13,645,000	13,133,000	512,000	96.2		
		5 文化会館費	1,000,000	1,000,000	0	100.0		
		6 自然の家管理費	4,000	4,000	0	100.0		
	6 保健体育費		104,882,040 内 (8,519,040)	91,051,095 内 (8,519,040)	13,830,945 内 (0)	86.8 内 (100.0)	※ ( )内は繰越明許費	
		1 スポーツ推進費	85,327,000	71,762,000	13,565,000	84.1		
		2 スポーツ施設費	8,000	0	8,000	0.0		
		3 学校給食費	8,532,040 内 (8,519,040)	8,520,040 内 (8,519,040)	12,000 内 (0)	99.9 内 (100.0)	※ ( )内は繰越明許費	
		4 学校保健費	11,015,000	10,769,055	245,945	97.8		
	一般会計合計			5,721,066,515	3,980,899,569	1,740,166,946	69.6	

2. 特別会計

(国民健康保険特別会計 事業勘定)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			19 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 総務費			9,733,303,000	6,258,701,221	3,474,601,779	64.3	
	1 総務費		1,765,000	1,590,000	175,000	90.1	
		1 総務管理費	1,732,000	1,557,000	175,000	89.9	
		2 徴税費	33,000	33,000	0	100.0	
2 保険給付費	1 保険給付費		6,832,335,000	3,361,902,555	3,470,432,445	49.2	
		1 療養諸費	5,948,356,000	2,896,322,605	3,052,033,395	48.7	
		2 高額療養費	833,479,000	452,015,950	381,463,050	54.2	
		3 出産育児一時金	42,000,000	10,064,000	31,936,000	24.0	
		4 葬祭費	8,500,000	3,500,000	5,000,000	41.2	
3 事業費納付金	1 事業費納付金		2,893,551,000	2,893,539,866	11,134	99.9	
		1 事業費納付金	2,893,551,000	2,893,539,866	11,134	99.9	
4 保健事業費	1 保健事業費		5,652,000	1,668,800	3,983,200	29.5	
		2 保健事業費	5,652,000	1,668,800	3,983,200	29.5	

(国民健康保険特別会計 直診勘定)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			19 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 国民健康保険診療所運営費			1,601,000	1,583,700	17,300	98.9	
	1 総務費		1,601,000	1,583,700	17,300	98.9	
		1 施設管理費	1,601,000	1,583,700	17,300	98.9	

(下水道特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			19 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 下水道事業費			33,562,030	517,254	33,044,776	1.5	
	1 下水道施設費		407,030	407,030	0	100.0	
		1 事務費	407,030	407,030	0	100.0	
	2 下水道管理費		33,155,000	110,224	33,044,776	0.3	
		1 一般業務費	33,002,000	0	33,002,000	0.0	
2 下水処理費		153,000	110,224	42,776	72.0		
2 特環下水道事業費		10,447,000	0	10,447,000	0.0		
	2 特環下水道管理費		10,447,000	0	10,447,000	0.0	
		1 一般業務費	10,447,000	0	10,447,000	0.0	

(財産区特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要
			19 負担金補助及び交付金				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 財産区事業費			47,000	3,000	44,000	6.4	
	1 財産区管理費		47,000	3,000	44,000	6.4	
		1 広見財産区管理費	6,000	114	5,886	1.9	
		2 東武芸財産区管理費	18,000	416	17,584	2.3	
		3 南武芸財産区管理費	21,000	470	20,530	2.2	
		4 小野財産区管理費	1,000	1,000	0	100.0	
5 富之保財産区管理費	1,000	1,000	0	100.0			

(中小企業従業員退職金共済事業特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			19 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	退職金共済事業費		95,160,000	51,387,590	43,772,410	54.0	
	1	退職金共済事業費	95,160,000	51,387,590	43,772,410	54.0	
		1 事業費	95,160,000	51,387,590	43,772,410	54.0	

(農業集落排水事業特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			19 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	農業集落排水事業費		5,465,000	42,000	5,423,000	0.8	
	1	農業集落排水施設費	42,000	42,000	0	100.0	
		1 事務費	42,000	42,000	0	100.0	
	2	農業集落排水管理費	5,423,000	0	5,423,000	0.0	
		1 一般業務費	5,423,000	0	5,423,000	0.0	

(公設地方卸売市場事業特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			19 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	市場事業費		30,000	30,000	0	100.0	
	1	市場事業費	30,000	30,000	0	100.0	
		1 管理費	30,000	30,000	0	100.0	

(介護保険事業特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			19 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	介護保険給付事業費		7,200,476,000	3,315,646,663	3,884,829,337	46.0	
	1	総務費	18,670,000	18,617,954	52,046	99.7	
		1 総務管理費	297,000	244,954	52,046	82.5	
		3 介護認定審査会費	18,373,000	18,373,000	0	100.0	
	2	保険給付費	6,908,000,000	3,181,327,133	3,726,672,867	46.1	
		1 介護サービス等諸費	6,908,000,000	3,181,327,133	3,726,672,867	46.1	
	3	地域支援事業費	273,806,000	115,701,576	158,104,424	42.3	
		1 介護予防事業費	272,720,000	115,263,076	157,456,924	42.3	
		2 包括的支援・任意事業費	1,086,000	438,500	647,500	40.4	

(後期高齢者医療特別会計)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			19 負担金補助及び交付金				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1	後期高齢者医療事業費		956,948,000	334,663,952	622,284,048	35.0	
	2	納付金	956,948,000	334,663,952	622,284,048	35.0	
		1 広域連合納付金	956,948,000	334,663,952	622,284,048	35.0	

特別会計合計			18,037,039,030	9,962,575,380	8,074,463,650	55.2	
--------	--	--	----------------	---------------	---------------	------	--

3. 水道事業会計

(収益的支出)

(令和元年10月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘 要		
			34 補助金		35 負担金			36 会費負担金	
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)			
1 水道事業費用			4,002,000	558,402	3,443,598	14.0			
	1 営業費用		4,002,000	558,402	3,443,598	14.0			
		2 配水及び給水費	3,432,000	18,000	3,414,000	0.5			
		4 総係費	570,000	540,402	29,598	94.8			
水道事業会計合計			4,002,000	558,402	3,443,598	14.0			

(注) 本表の執行済額には、未支出額（契約の締結等により額の確定したもの）も含まれている。